

公益社団法人 北海道臨床工学技士会 役員選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人北海道臨床工学技士会定款第28条に規程する役員の選任についての事項を定める。

(選挙業務の管理)

第2条 選挙に関わる業務は、別に定める選挙管理委員会が管理する。

(定数及び種別)

第3条 理事定数は、20名以内とする。なお代議員から選出される理事（以下内部理事）は15名、それ以外は主な職能が臨床工学技士以外の学識者（以下外部理事）とする。

2 監事は、2名選出する。なお正会員から選出される監事（以下内部監事）もしくは学識者（以下外部監事）とする。

3 監事は代議員を兼務できない。

4 内部理事、内部監事は立候補制とする。

5 外部理事及び外部監事は別に定める外部役員推薦委員会により選出する。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第4条 選挙権は、役員選挙告示日において、代議員の資格を有する者が書面または電
磁的投票により行使できる。

(被選挙権)

第5条 内部理事の被選挙者は、代議員の資格を有する者とする。

2 内部監事の被選挙者は、2年以上正会員としての資格を有し、選挙告示日現
在、会費を完納している正会員であることとし、代議員との兼務を認めない。

第3章 内部役員選挙

(実施年度)

第6条 内部役員の改選は、任期満了の当該年度内に実施する。

2 緊急に内部役員の改選が必要な場合は、前項に関わらず理事会の議決により
選挙を実施できる。

(立候補の届出)

第7条 内部役員に立候補しようとするもの(以下、「立候補者」という。)または、候
補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会の定める立候補届出用紙(第1

号様式)をもって委員会に届け出る。

2 推薦による立候補の場合は、立候補届出書 (第1号様式) に正会員3人以上の推薦が必要である。但し、推薦候補の届出には、本人の同意を必要とする。

3 上記の立候補する者は、過去に当会による除名、もしくは解任の処遇を受けていないものに限る。

4 選挙管理委員会は、届出が有効と認めたときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

5 立候補を届け出た会員代議員は、その選挙が行われる日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することができる。

6 立候補ならびに推薦候補の届出は、電磁的に実施することもできる。

(日程)

第8条 選挙の日程は、以下の各号の通りとする。

1) 選挙日：投票期限日で、任期満了の当該年度内に実施

2) 選挙実施の告示：選挙日の40日以前

3) 立候補受付開始：選挙日の30日前

4) 立候補受付締切：選挙日の20日前

5) 選挙公報の告示：選挙日の14日以前

6) 投票期間：選挙日を含む選挙日の前7日間以上

7) 開票日：選挙日から3日以内

8) 選挙結果の告示：開票日から3日以内

(投票)

第9条 投票は、代議員が無記で行ない、連記制(投票数は定数以内)とする。

2 投票は、電磁的に実施することもできる。

第4章 当選人の決定

(開票作業)

第10条 開票は、委員長の定めた日時および場所において、開票立会人の立会のもと委員により実施する。

(投票による当選人)

第11条 当選人は、それぞれが得た有効投票数の高得票順に定める。

2 当選人を定める際に得票数が同じ場合は、開票作業の終了後に開票立会人の立会の下、委員長がくじで定める。

(無投票による当選人)

第12条 立候補の締切日を経過するも、選挙候補者が定数を超えないとき、または超えなくなったときは、無投票で代議員の当選人を定めることができる。

(当選候補者の辞退)

第13条 当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者を繰り上げて当選人とする。

第5章 欠員の補充

(候補者の補充)

第14条 内部役員に欠員が生じたとき、第5条に規定する被選挙権を有する者より理事会が定数内で委員会に推薦できる。この場合も無投票で当選人を定められる。

第6章 異議の申立て

(異議の申立て)

第15条 選挙に関する異議は、選挙結果告示7日以内に委員会に文書をもって申し立てることができる。但しこの場合、会員番号、氏名を明記し捺印しなければならない。

第7章 立候補ならびに当選の取り消し

(資格取り消し)

第16条 委員会は、立候補者が選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚

偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

第8章 規程の細則および改廃

(規程の細則)

第17条 本規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経てこれを定める。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

付 則 本規程は、令和7年11月22日より施行する。